

ビス利用を制限します

市税を滞納している人への行政サービス利用を制限します

市ではこれまで、市税の完納を条件とした融資制度などが一部にありましたが、医療費に対する給付などについては制限を行っていませんでした。

しかし、市税を滞納している人が行政サービスを受けていることは、納税義務を誠実に履行している方々から見ると不公平感を招き、納税に対する意識の低下につながることから、市税の納付に対する公平性と信頼性を確保し、納税意識を高めていただくことを目的に、市税(※1)を完納していない人については、行政サービスの利用を制限(※2)することとしました。

※1 この場合の市税とは、市民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税・国民健康保険税のこと
 ※2 左ページのフロー図を参照

サービスマニエール実施の社会的背景

現在、市の財政は危機的状況

にあり、平成19年度より5年間で取り組む「財政再建」では、歳入の抑制とともに、歳入の確保のため市税収納率の向上に取り組みますが、この一貫として行政サービス利用の制限を行います。

また、市税の滞納は年々増加傾向にあり、19年度からは国の三位一体改革に伴う税源移譲によってさらに増加することが予想され、このままでは徴収業務に掛かるコストが増加し、市財政を歳入と歳出の両方で圧迫してしまいます。

これらのことから、行政サービス利用の制限によって、滞納に対する市の姿勢を明確に示し、市民の納税意識に働き掛けるとともに、市税への信頼感を高め、自主納付を促進し、収納率の向上と徴収業務に掛かるコストの削減に取り組めます。

6億円を超える市税の滞納

市では、収納率の向上と滞納解消のため、不動産や預貯金などの

財産差押を実施していますが、17年度の収納率は97.44%で、18年度に繰り越した未収額は6億8606万円に上り、市の財政に大きな影響を与えています。

また、国民健康保険税では、17年度の収納率は88.78%で、18年度に繰り越した未収額は9億4205万円に上り、累積赤字も17年度で9億3537万円と市の国民健康保険そのものが破たんの危機にあります。

見込まれる財政効果は？

この取り組みにより、制限の対象となる給付制度などの削減額は極めて少ないと考えていますが、行政サービス利用の制限や、ほかの収納率向上対策によって「市税の納付に対する公平性・信頼性の確保による自主納付の促進と収納率の向上、徴収業務コストの削減」を目指し、市税収納率を17年度には97.44%であったものを、23年度までには98%に引き上げ、額としては5年間で7000万円の歳入増を見込んでいます。

具体的に制限する行政サービスは？

●市税の完納が条件とされる行政サービス

- ・公営住宅への入居(※3)
- ・単身者住宅への入居
- ・コミュニティビジネス創出支援事業
- ・生ごみ処理機の購入費の一部助成

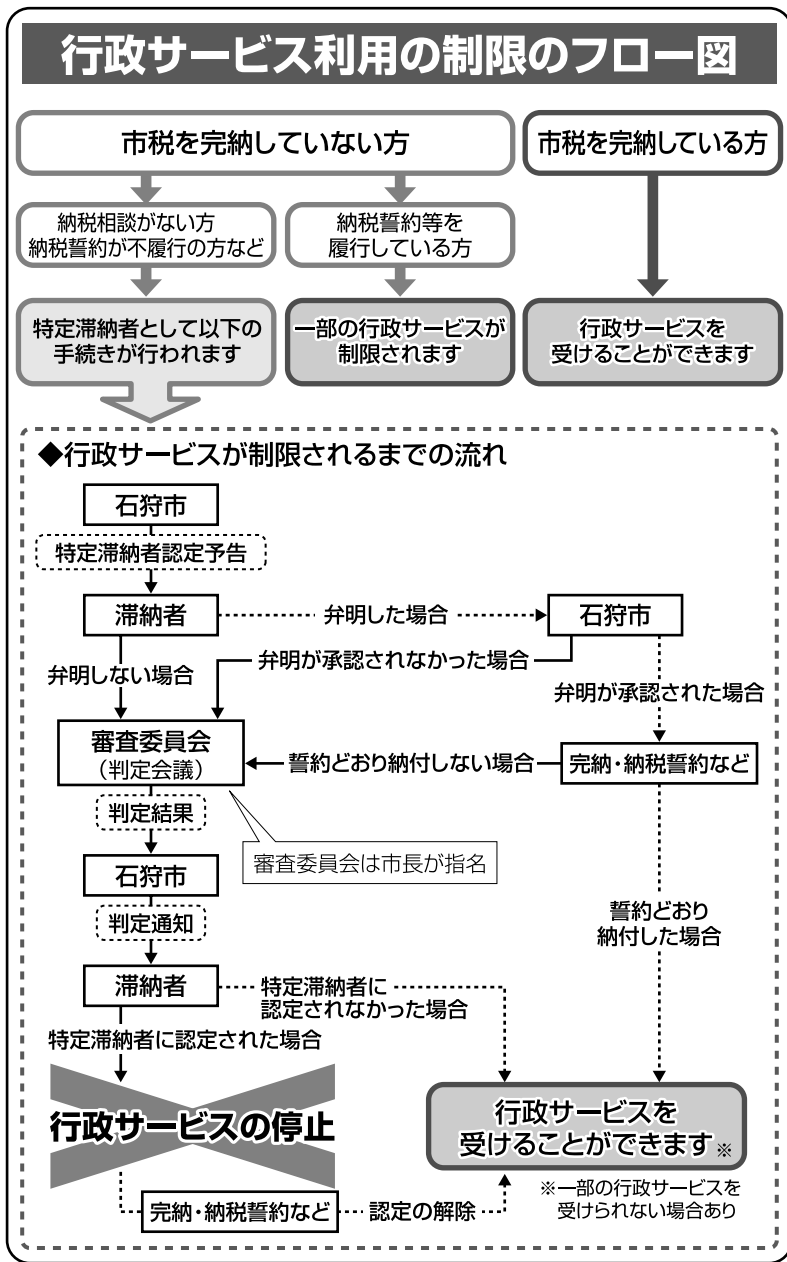
●一定の条件に該当する滞納者(特定滞納者)として制限する行政サービス

- ・老人医療費の一部給付
- ・重度心身障がい者医療費の一部給付
- ・高齢者共同居住施設入居
- ・ひとり親家庭の医療費の一部給付
- ・乳幼児医療費の一部給付
- ・福祉タクシー利用補助
- ・寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業
- ・幼稚園就園奨励費交付

※3 これまで市民税の完納だけが条件でしたが、市税の完納に改めます

市税の滞納者の行政サービス

図納税課収納対策担当 ☎72-3118 ✉nouzei@city.ishikari.hokkaido.jp



特定滞納者とは？

特定滞納者とは、市税の滞納がある人のうち「著しく納税意識に欠ける人」を対象とし、市長が指名する審査委員会において認定された人になります。

やむを得ない理由により一時的に滞納がある人については、納税相談や納税誓約をすることな

などを条件に特定滞納者から除外され、一部を除き行政サービスを受けることができます。

特定滞納者の認定基準は、次のとおりです。

- ① 納税能力がありながら納付催告に応じず納税意思を示さない人
- ② 再三の催告に対して納税相談も納税誓約もない人
- ③ 納税誓約をしても守らない人

④ 行政や行政上の制度に対する不満を理由に納税を拒否する人

平成19年7月から実施

行政サービス利用の制限は、市民の権利を制限するものであるため、条例制定後に一定の周知期間を設け、平成19年7月からの実施を予定しています。

意見を募集します

市では現在、制度化を検討している「行政サービス利用の制限」(条例では「市税等の滞納者に対する特別措置」)について、市民の皆さんから意見を募集します。

市の原案は、市ホームページ、市役所1階情報公開コーナー、市役所1階納税課(収納対策担当)および各支所市民福祉課、市掲示板「あい・ボード」に掲載していますので、ご確認ください。

【意見の提出方法】氏名・住所・連絡先を明記の上、文書持参・郵送・ファックス・Eメール・録音テープのいずれかで提出。意見

はどなたでも提出できます。

【提出期限】1月19日(金)

【意見の検討結果】いただいたご意見は市役所内部で総合的・多面的に検討し、2月中に結果を公表する予定です。

【提出先】協働推進・男女共同参画担当

☎72-3246 ☎75-2275

✉kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp

【問合せ】納税課収納対策担当

あなたの声を活かすしくみ

